

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

節	主な記載内容
第1節 町民等の心構え	○東日本大震災等の経験を踏まえ、町民に対して「自らの身の安全は自らが守る」を基本に、地震災害による被害を最小限にとどめるための心構えについて記載。
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	○地震に強いまちづくりを目指すため、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の耐震性確保を推進するために必要な事項について記載。
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	○防災関係職員及び町民に対して行う地震災害予防、応急対策等の防災知識の普及に関する防災思想普及計画について記載。
第4節 防災訓練計画	○災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関が各々又は共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災意識の普及を図ることを目的とした防災訓練について記載。
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	○地震災害時における町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、地震発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備について記載。
第6節 相互応援(受援)体制整備計画	○地震災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備えた必要な措置等について記載。
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	○阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに町民、事業所等における自主防災体制の整備及び育成の推進、女性の参画の促進について記載。
第8節 避難体制整備計画	○地震災害から町民の生命・身体を保護するための避難経路、避難場所、避難所の確保及び整備、避難計画の策定等について記載。
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	○地震発生時における要配慮者の安全の確保等に向けて、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿の作成・更新等について記載。
第10節 火災予防計画	○地震による多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、火災予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び町民の自主的予防の徹底した指導と防火思想の普及等について記載。
第11節 危険物等災害予防計画	○地震発生時における危険物等の爆発・飛散・火災等による災害発生の予防に関する事項について記載。

節	主な記載内容
第12節 建築物等災害予防計画	○地震災害から、建築物を防御するために必要な措置について記載。
第13節 土砂災害の予防計画	○対象とする土砂災害、土砂災害警戒箇所、予防対策及び形態別予防対策等について記載。
第14節 液状化災害予防計画	○地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するために必要な事項について記載。
第15節 積雪・寒冷対策計画	○積雪・寒冷期における地震災害による被害の軽減に向けた積雪対策の推進、避難救出措置、交通の確保等について記載。
第16節 業務継続計画の策定	○地震発生時の災害応急対策を中心とした業務の継続を確保に向けた業務継続計画（BCP）の策定について記載。
第17節 複合災害に関する計画	○地震発生時の複合災害に対する予防対策について記載。

第1節 町民等の心構え

町内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れ等に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器を用意する。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- キ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ク 隣近所との相互協力関係のかん養
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- コ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 町内会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 地震発生時の心得

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身をおく場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じ、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ク エレベーターの使用は避けること。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 ショッピングセンター等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動す

ること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町、国及び道は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- (3) 町、防災関係機関及び施設管理者は、ビル、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町及び国や道は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町及び国や道は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (4) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 町、国及び道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町、国及び道は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、二次及び三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

※資料編5-1：医療機関一覧

- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (4) 町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策等

- (1) 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- (3) 町、国及び道は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

8 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 町及び関係機関は、職員に対して、防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 町及び防災関係機関は、町民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に関する心得
- (イ) 地震に関する一般知識（気象庁震度階級等）
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ショッピングセンター等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難経路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、有線放送施設、インターネットの利用
- (イ) インターネット、SNSの活用
- (ウ) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び普及
- (オ) 広報車両の利用
- (カ) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (キ) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (ク) その他

(3) 町及び防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地

震速報について普及、啓発に努めるものとする。

※資料編3-15：気象庁震度階級関連解説表

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関の長がそれぞれ、又は他の市町村及び防災関係機関の長と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、町及び防災関係機関の長が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の市町村及び防災関係機関の長と共同して実施するものとする。

また、学校、町内会、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた町民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 町及び防災関係機関が行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏洩事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練等

3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、町及び防災会議は、各関係機関、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と密接な連携の上、訓練を実施するものとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（町民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用する等物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料……………米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水……………ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品……………マスク、消毒液

燃料……………ガソリン、灯油

その他……………トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- (2) 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (3) 町及び道は、防災週間や防災関連行事等をあらゆる機会を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ、マスク、消毒液等の備蓄に努めるように啓発を行う。

2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、被災者及び避難者のための毛布や食料、飲料水等を備蓄する倉庫や、地震災害時に自主防災組織等が応急対策活動を行うための防災資機材を保管する地域防災倉庫の整備に努める。

また、備蓄倉庫は避難所となっている学校や会館等に設置を進めることとするが、町施設等においても活用できるものは積極的に活用し、備蓄を進める。

防災資機材の地域防災倉庫については、各自主防災組織に設置されるよう、計画的に整備を進める。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町及び防災関係機関の長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする

1 基本的な考え方

町及び防災関係機関の長は、地震災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、地震による大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ本計画に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急

消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、町及びその他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、地震災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研究会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

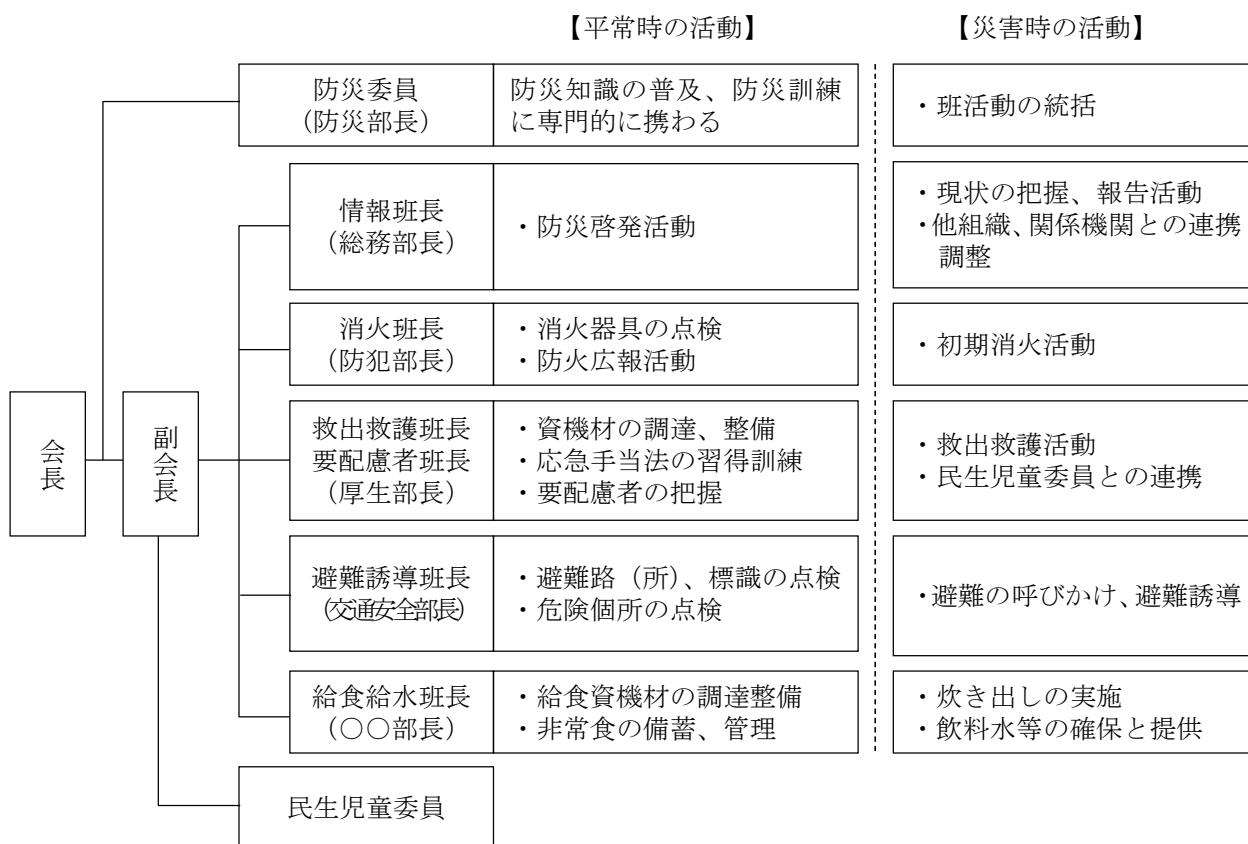
多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

自主防災組織の編成自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととし、自主防災組織は、既存の行政区組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割を明確にするため、例に示すような組織を編成することが考えられる。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので町民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(例)



3 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

地震による災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

地震による災害が発生したとき、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよ

う実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、地震による災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、地震災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、町民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

避難行動要支援者の保護、安全確認及び避難誘導については、民生委員・児童委員等との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難等が出された場合は、地域住民が一体となって避難支援にあたる

ア 町民の安全確認と保護

イ 医療手配等の応急的対応

ウ 避難誘導援護

第8節 避難体制整備計画

地震災害から町民の生命・身体を保護するため、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、地震等による大規模火災等の災害から、町民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、車中避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、帯広保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町と帯広保健所の連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、地震災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

(車中避難場所を含む。)

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、「北十勝4町による広域防災に係わる相互応援協定に関する協定書」(以下「北十勝4町防災協定」という。)に基づく提携町への要請により、または災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、更には車により、緊急避難し、社内で安全を確保するための車中避難場所について、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの						
		*下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる								
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A) (施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと) (例) 津波はa1、a2、a3を満たす	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2) </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3) </div>		
	立地(B)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある </div>								

上表は北海道地域防災計画「第4章 第2 避難場所の確保等」に基づき作成

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

※資料編6-1：指定緊急避難場所一覧

※資料編6-2：車中避難場所一覧

3 指定避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、町民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるな

- ど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

※資料編6-3：指定避難所一覧

※資料編6-4：福祉避難所一覧

4 避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び町民等への周知
- 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努めるものとする。
- そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民への周知
- 町長は、町民等の円滑な避難を確保するために、地震発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）冷暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）町民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

（ア）防災行政無線等（戸別受信機を含む。）による周知

（イ）緊急速報メールによる周知

（ウ）SNSによる周知

（エ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（オ）避難誘導者による現地広報

（カ）住民組織を通じた広報

※避難情報の判断・伝達マニュアル（案）別冊

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、指定避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所（避難場所、避難所）
- イ 避難の経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成を促進するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

8 施設の整備計画

(1) 町民に対し平時から避難所を周知するため、「避難所標示板」を整備するものとする。

(2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に無線を早期に整備し、地震災害に備えるものとする

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

地震災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入力しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から要配慮者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、町では地震災害時における要配慮者への支援等について定める「音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）」（資料編9-4）及び「音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱」（資料編9-5）に基づく支援体制の確立を進める。

※資料編9-4：音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）

※資料編9-5：音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱

ア 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、次の項目に基づき作成するものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

町が整備する避難行動要支援者名簿の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- a 要介護認定を受けている人で要介護3以上の人
- b 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等がある人
- c 療育手帳の交付を受けている人
- d 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- e 上記に掲げる人のほか、上記の事項に準ずる状況であって、町長が特に必要と認める

人

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g a から f までに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している情報（要介護認定、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳等の情報）によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて道その他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求めることとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿の更新及び情報共有

町は、関係部局からの情報のほか、避難支援等関係者からの情報を基に、避難行動要支援者名簿の更新を行い、少なくとも年1回情報共有先に提供する。

なお、避難支援等関係者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- a 音更消防署
- b 帯広警察署
- c 民生委員・児童委員
- d 音更町社会福祉協議会
- e 自主防災組織又は行政区
- f その他避難支援等の実施に携わる関係者

イ 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者名簿情報の提供

平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供については、避難行動要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者名簿への登録及び情報の提供について同意を得ている者の当該名簿情報を、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、行うものとする。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することができる。

ウ 避難行動要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

町は、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、情報漏えい防止等の適切な情報管理を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

- (イ) 自主防災組織又は行政区に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿の情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないようにすること。
- (ウ) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明すること。
- (エ) 避難行動要支援者名簿情報は、施錠可能な場所への厳重なる保管を行うよう指導すること。
- (オ) 避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- (キ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を必要に応じて報告させること。
- (ク) 避難行動要支援者名簿情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等を実施するなど、適正な取扱いの指導、啓発に努めること。

エ 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

(ア) 高齢者等避難の発令・伝達

町は、災害時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」等的高齢者等避難、避難指示の発令等の情報及びその判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発表し、関係機関及び町民その他必要な団体又は個人に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。特に、避難行動要支援者が円滑な避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとり的確に伝わるようにすること
- b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- c 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

地震災害発生時は、迅速かつ着実に避難指示（緊急）の発令等の情報が伝達されるよう、広報車による情報伝達や携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせて、多様な情報伝達の手段を確保する。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難支援等については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保が大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

カ 個別避難計画の策定

町は、町内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍

結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障を生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

キ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止当日のような措置を講じるものとする。

ク 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する地震災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画を定める場合には、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理して実効性を高めるものとする。

コ 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

※資料編6-4：福祉避難所一覧

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要

配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や地震災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

町は、要配慮者の早期確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 要配慮者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、地震災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(3) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、指定避難所（資料編6－3）や福祉避難所（資料編6－4）への移動、病院への移送及び施設への緊急入所の措置を講ずる。

(4) 応急仮設住宅等への優先的入居

応急仮設住宅等への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道や近隣市町村へ応援を要請する。

※資料編6－3：指定避難所一覧

※資料編6－4：福祉避難所一覧

3 妊産婦、乳幼児対策

(1) 妊産婦、幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により、妊産婦、幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難を迅速に行うため、地域の防災訓練等を通じて行政区や保育施設を有する事業所など、地域ぐるみでの妊産婦、乳幼児避難援助体制の確立に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所等の施設については、施設内の電気器具、窓ガラス、備品等に対する安全対策に努める。

(4) 備蓄

乳幼児に必要な乳幼児用ミルク、哺乳瓶、紙おむつ等を計画的に備蓄する。

4 高齢者、障がい者対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者及び障がい者並びにその介護者に対して、地震災害時に適切な行動がとれるよう、啓発パンフレットなどにより防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言を積極的に行う。

(2) 家屋や室内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全を確保することは極めて重要である。

このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取付けの奨励や安全対策に努める。

5 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、地震災害

時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の地震災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

6 観光客への支援対策

- (1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

- (2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火気の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(1) 組織計画

ア 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための組織機構は、音更町消防団条例及び規則、とちぎ広域消防事務組合が定める規約・条例・規則等の定めるところによる。

組織図は、資料編2-1のとおりとする。

※資料編2-1：消防組織図

イ 非常災害時の組織機構

非常災害時における災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、とちぎ広域消防事務組合警防計画（以下この節において「組合計画」という。）の定めるところによる。

ウ 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署員及び団員を招集し、又はとちぎ広域消防事務組合にも応援を求めなければならないような次に掲げる場合をいう。

- (ア) 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。
- (イ) 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき又は火災が発生したとき。
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき。
- (エ) その他指揮本部長が必要と認めたとき。

(2) 消防施設の現況

予想される災害に対し、現有の消防力を活用し対処するとともに、消防力の整備を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設等については、資料編2-2のとおりである。

※資料編2-2：消防施設等一覧

5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

6 防火思想の普及

(1) 諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導、さらに、防火チラシ及びポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

(2) 民間防火組織による普及

行政区、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに、防火管理者協会、危険物安全協会、女性防火クラブ、幼年消防防火クラブ等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

(3) 防火組織の育成、指導

各防火協力団体に対して研修会・講習会の開催、防火映画の上映を行うとともに、消火・避難の訓練、指導等防火組織の育成、強化に努める。

(4) 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、防火安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

第11節 危険物等災害予防計画

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 町（消防機関）、北海道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

(2) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(3) 町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(3) 町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある

るときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

6 放射性物質災害対策

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 町（消防機関）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

(1) 防火地域及び準防火地域の指定促進

道は、町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

(2) 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

道は、市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

(3) 木造建築物の防火対策の推進

町は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(4) 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、町民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

(5) ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(6) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(7) 被災建築物の安全対策

ア 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

イ 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する。

第13節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための本計画は、次のとおりである。

1 現況

町には、土砂災害の発生により被害のおそれのある土砂災害警戒箇所が多く存在する。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害の警戒すべき箇所として、土砂災害防止法の規定に基づき道が公表した土砂災害危険箇所のうち、特に警戒避難体制を整備すべき箇所を詳細に調査し指定した区域がある。

現在、土砂災害警戒区域等については、道で区域の指定に向けて基礎調査を実施しており、以下に示す道のホームページで逐次公表している。

また、現況公表されている土砂災害（特別）警戒区域について、資料編4-4に示す。

※北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

※資料編4-4：音更町土砂災害（特別）警戒区域一覧

2 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞や地すべりが発生した場合、特に高度な技術を要する土砂災害については北海道開発局が、それ以外については道が緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を通知・周知し、土砂災害が想定される区域、時期等を示すこととなっている。

緊急調査を行うべき重大な土砂災害の危険が予想される状況は、以下のとおりである。

(1) 河道閉塞を起因とする土砂災害

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（北海道開発局が緊急調査を実施）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（北海道開発局が緊急調査を実施）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 地滑り（北海道が緊急調査を実施）

(ア) 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

3 予防対策

- (1) 本計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、町民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

- (2) 警戒区域等の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (3) 本計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- (4) 町は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 町は、土砂災害警戒情報等が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報））において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

4 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりや崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

ア 町

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の町民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の町民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ 山腹崩壊防止対策

町は、町民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(3) 土石流予防計画

町は、町民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

6 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒箇所における警戒避難体制の推進

町は、土砂災害警戒箇所内の町民に対し、広報誌やパンフレット、インターネットホームページによる広報、防災のしおり等を通じて、土砂災害警戒箇所や土砂災害時の避難行動のあり方等について周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合、その区域において、土砂災害防止法第8条の規定のうち「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」については、「音更町防災ガイドブック」及び「音更町洪水ハザードマップ」を更新の都度町民へ配布する等、土砂災害による被害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

(3) 土砂災害特別警戒区域における構造規制等

町及び道は、今後、町で土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域において、土砂災害防止法及び建築基準法の規定に基づき、特定開発行為の制限、建築物の構造規制、建築物の移転勧告等、土砂災害による被害を未然に防ぐための措置を講ずる。

(4) 土砂災害緊急情報発表時の対応

国又は道は、河道閉塞及び地すべりが発生した場合は、土砂災害防止法に基づき緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表し、町に通知する。

町は、土砂災害緊急情報を踏まえ、重大な土砂災害が想定された区域に対し、高齢者等避難、避難指示を発令し、避難場所等を開設する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1998年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

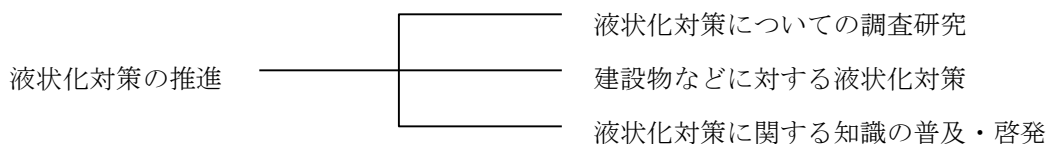
最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町から浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

(1) 町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



(2) 液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

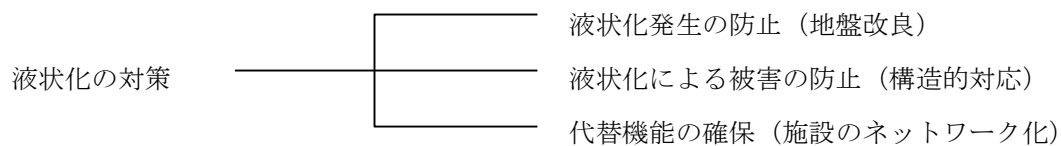
3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して、次の事項が考えられる。

(1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 道路交通の確保

地震時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、町等の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

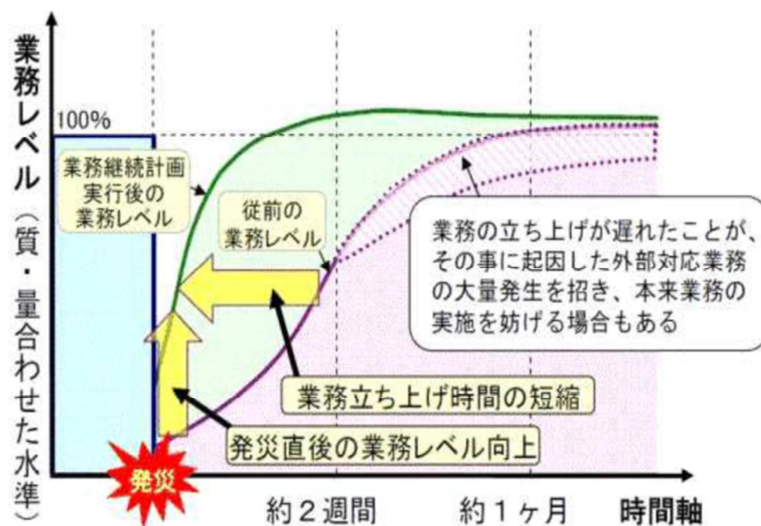
また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討する。

第16節 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、地震災害時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、地震災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置

など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第17節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。